

岩出市週休2日工事実施要領

(目的)

第1条 建設業界では、就業者の高齢化や休暇の取得が困難なことなどを理由にした若手就業者の高い離職率などから、将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくために必要となる担い手の確保が課題となっている。このため、週休2日工事を実施することで、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進する。

(対象工事)

第2条 週休2日工事として取り組む対象は、全ての建設工事とし、岩出市が指定する発注者指定型とする。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 現場作業が短期間（1ヵ月程度未満）で完了する工事
- (2) 単価契約工事
- (3) 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事等（緊急の必要による随意契約工事等）
- (4) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事（学校の夏休み期間中での工事等）
- (5) その他、週休2日工事に適さないと判断される工事

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（休日）を行ったと認められる状態をいう。現場閉所（休日）は、土日に限定しない。
「月単位」の週休2日とは、対象期間において、28日（4週）を1期間として全ての期間単位で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間 現場着手日（現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日をいう。以下同じ。）から工事完成日（完成通知書の提出日）までの期間をいう。ただし、以下の期間を除く。
 - (ア) 年末年始6日間及び夏季休暇3日間
 - (イ) 工場製作のみを実施している期間
 - (ウ) 工事全体を一時中止している期間
 - (エ) 発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）
- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。ただし、悪天候等により現場作業ができないと当日に判断した時は、作業開始前までに判断した場合に限り、現場閉所（休日）扱いとする。

(確認方法)

第4条 週休2日の確認方法は、以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、週休2日を考慮した計画工程表を施工計画書へ記載すること。
- (2) 受注者は、休日等取得計画兼実施報告書（様式1）により、各期間の計画につ

いては開始日までに、実施については適宜（毎月）報告すること。なお、監督員から別途指示がある場合は、速やかに提出すること。

（３）発注者は、現場閉所（休日）の状況を工事日誌、週間工程表等の書類により確認する。

（４）発注者は、２８日（４週）を１期間として１期間単位で期間内に８日間の現場閉所日があることを確認する。

（評価方法）

第５条 対象期間における週休２日の評価方法は以下のとおりとする。

（１）達成状況に応じた変更契約等に時間を要することから、現場着手日から工事完成日が属する期間の１期間前の末日までを対象に評価（以下「評価期間」という。）を行う。

（２）「月単位」の評価については評価期間の１期間毎における現場閉所日数で４週８休の評価を行う。

（補足）

第６条 その他

（１）契約した工期の中で週休２日を実施するものとし、週休２日の確保を事由にした工期の変更は認めない。ただし、施工計画立案時に、工事条件等で明らかに工期内に週休２日工事を達成できないことが判明したときは、その理由を明示した書面により、工期の延長変更を請求することができるものとする。

（２）４週８休の達成にあたって、１週２休を確保できるように努めること。

（３）受注者は、以下の記載例を参考に、週休２日工事の対象工事であることを工事現場内の公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

週休２日工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休２日（４週８休以上）の確保に取り組む工事です。

発注者：岩出市〇〇部(局)〇〇課

受注者：〇〇〇〇

（４）受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、法的措置及び入札参加停止等、厳正に対応するものとする。

（５）本要領に疑義を生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要領は、令和６年７月１５日から施行する。

（経過措置）

２ この要領の施行前に積算した仕様書等については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

１ この要領は、令和８年８月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領は、令和8年8月1日以降に入札公告・指名通知を行う工事について適用し、同日前に入札公告・指名通知を行った工事については、なお従前の例による。